

写

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 消安第 4387 号、7 畜産第 1740 号、7 畜産第 1743 号、7 経営第 1753 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を発出したので御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

写

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

沖縄振興開発金融公庫総務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長
農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を
受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところ
です。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、
肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等
や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等におい
ては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な
資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融
通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御
配慮をいただくとともに、本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨につ
いて、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高
病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援
対策の周知等について」（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 消安第 4387 号、7 畜産第
1740 号、7 畜産第 1743 号、7 経営第 1753 号農林水産省消費・安全局動物衛生課
長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を发出したので
御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエン
ザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのない
よう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配
慮いただくようお願いいたします。

写

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長
農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 消安第 4387 号、7 畜産第 1740 号、7 畜産第 1743 号、7 経営第 1753 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を发出したので御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

写

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

一般社団法人全国銀行協会会長
一般社団法人第二地方銀行協会会長
一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿
一般社団法人全国信用金庫協会会長
一般社団法人全国信用組合中央協会会長

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を
受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところ
です。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、
肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等
や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等におい
ては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な
資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られる
よう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、
よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエン
ザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのな
いよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配
慮いただくようお願いいたします。

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

別記団体の長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長
農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を
受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところ
です。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、
肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等
や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等におい
ては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な
資金の円滑な融通や、個別の経営に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよ
う、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼するとと
もに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る
経営支援対策の周知等について」（令和 7 年 10 月 22 日付け 7 消安第 4387 号、
7 畜産第 1740 号、7 畜産第 1743 号、7 経営第 1753 号農林水産省消費・安全局
動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を発
出したので、御了知の上、貴会関係者に対し周知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエン
ザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのな
いよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮
いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き周知を行っていただく
ようお願いいたします。

別 記

一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
独立行政法人農林漁業信用基金理事長
全国農業信用基金協会協議会会長理事
一般社団法人全国畜産経営安定基金協会理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人中央畜産会会長

日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人畜産技術協会会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人日本養鶏協会会長
一般財団法人畜産環境整備機構理事長
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
一般社団法人日本食鳥協会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長
一般社団法人日本食肉協会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉流通センター理事長
日本成鶏処理流通協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
一般社団法人日本草地畜産種子協会会長
全国飼料卸協同組合理事長
協同組合日本飼料工業会会長
一般社団法人全国配合飼料供給安定基金理事長
一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金理事長
一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金理事長
飼料輸出入協議会理事長
一般社団法人ペットフード協会会長
公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長

公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長

一般社団法人日本百貨店協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会代表理事理事長
無添加食品販売協同組合理事長
一般社団法人日本加工食品卸協会会長
一般社団法人日本外食品流通協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本給食品連合会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会代表理事会長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第3セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長
全国青果卸売協同組合連合会会長
一般社団法人全国水産卸協会会長
全国魚卸売市場連合会会長
全国水産物卸組合連合会会長
一般財団法人食品産業センター会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
日本マーガリン工業会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長
全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人日本冷凍食品協会会長
一般社団法人日本パン工業会会長

一般社団法人全国ビスケット協会会長
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人日本回転寿司協会会長
全日本菓子工業協同組合連合会
全国菓子工業組合連合会
一般社団法人日本洋菓子協会連合会
協同組合全日本洋菓子工業会
日本チョコレート工業協同組合日本チョコレート・ココア協会
日本チューインガム協会
全国飴菓子工業協同組合
日本スナック・シリアルフーズ協会
全国油菓工業協同組合
全国和菓子協会
全国半生菓子協会
全国せんべい協会
全国銘産菓子工業協同組合
一般社団法人全日本菓子輸出促進協議会
国民生活産業・消費者団体連合会

写

7 新食第 1671 号
7 畜産第 1741 号
7 経営第 1754 号
令和 7 年 10 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家さんの殺処分、移動制限等により、家さんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家さんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので、御了知いただくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き適切な指導等を行っていただくようお願いいたします。